

特集

第58回 中小企業団体九州大会

組合と共に明日を拓く！ ～九州はひとつ、復興へ 共に挑戦～

去る9月8日、鹿児島県の「鹿児島市民文化ホール」において「第58回中小企業団体九州大会」が開催され、九州・沖縄各県の中小企業関係者等約1,400名が参加した。

今大会は3部構成となっており、第1部では、国歌斉唱、鹿児島県中央会小正会長による主催者挨拶の後、表彰式が行われ、本県からは優良組合6組合、組合功労者8名、優良組合青年部1組合、中央会優秀事務局専従者2名が表彰の栄誉に浴した。

第2部では、中小企業団体の歌斉唱、三反園鹿児島県知事による大会名誉会長挨拶、森鹿児島市長による開催市長挨拶の後、中小企業庁高島経営支援部長、商工中金安達代表取締役社長、全国中央会大村会長より来賓祝辞が述べられた。

そして、議長団を選出し、7項目38議案の審議が上程され、議事に関連した意見発表の後、決議案を満場一致で可決、大会宣言を熊本県中央会青年部の宮崎会長が読み上げた。

次期開催地は福岡県に決定され、大会旗を鹿児島県中央会から福岡県中央会に継承。

最後に、九州経済産業局高橋局長の万歳三唱で第二部を終了した。

第3部では、星野リゾート代表の星野佳路氏を講師に「星野リゾートの組織論～勝ち続ける組織への挑戦～」と題して、記念講演を行った。



大会旗継承

大会スローガン

1. 平成28年熊本地震からの復旧・復興の加速化
2. 成長戦略に基づく景気対策の着実な実施
3. 組合等連携組織対策の拡充と中小企業の海外展開支援強化
4. 抜本的な災害対策を図るためのインフラの強靱化と整備促進
5. 商店街に対する活性化支援とインバウンド対策の拡充
6. 中小企業に対する金融対策の継続と機能拡充
7. 中小企業の人材確保・定着を促進する雇用対策の充実
8. 中小企業の成長発展に繋がる税制への見直し

提出議案

震災対策

1. 平成28年熊本地震からの復旧・復興の加速化

平成28年4月14日以降に発生した平成28年熊本地震は、熊本・大分両県をはじめ九州地方に甚大な被害をもたらし、今なお多くの被災者が避難生活を余儀なくされている。また、生産設備等が被害を受け、休業を余儀なくされた中小企業も少なくなく、地域の経済と雇用への深刻な影響も生じている。

直接被害・間接被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対する経営再建、ものづくり及び地場産業等の事業継続・再生などあらゆる経済活動の早期復興が重要であることから、次の支援を講じること。

- (1) 特別法の制定・復興基金の創設等による復旧・復興対策の十分かつ柔軟な財政位置を講じるとともに、被災した組合及び中小企業・小規模事業者等の経営再建、事業継続のための復旧補助事業及び高度化事業等に万全の措置を講じること。
- (2) 中小企業組合共同施設等災害復旧補助金や中小企業等グループ補助金等を継続するとともに、補助対象の拡大及び申請手続きの簡素化を行うこと。また、全ての補助事業が完了するまでの期間の資金支援（概算払等）を併せて行うこと。
- (3) 被災した組合及び中小企業・小規模事業者救済のため、貸付条件の緩和や手続きの簡素化、借入金の返済猶予など、資金調達の円滑化に向けてあらゆる方策を講じること。
- (4) 地域の雇用を確保するため、組合及び中小企業・小規模事業者等が早期に事業再開できるよう万全の方策を講じるとともに、従業員の生活についても安心して働くことができるようあらゆる方策を講じること。
- (5) 今回の地震災害によって過度な自粛が広がり、観光をはじめ経済活動が必要以上に委縮することのないよう、迅速、的確かつ分かりやすい情報提供を国内外に行うこと。
- (6) 被災事業者の負担軽減を図るための税制の優遇措置を講じること。

明日を拓く！九州はひとつ、
団体九州大会 復興へ共に挑戦



平成28年熊本地震からの
復旧・復興の加速化

成長戦略に基づく
景気対策の着実な実施

組合等連携組織対策の拡充と
中小企業の海外展開支援強化

抜本的な災害対策を図るための
インフラの強靱化と整備促進



大会宣言

我々、中小企業は、時代の趨勢や社会的要請を的確に捉えながら、これまで幾多の困難や課題を乗り越え、地域経済の担い手としての役割を果たし、わが国経済の振興発展に寄与してきた。

しかしながら、長引く内需低迷に加え、中国をはじめとする世界経済の減速等により、わが国経済の先行きに不透明感が高まる中、地域中小企業を取り巻く環境は、長期的な売上不振やコスト増、競争激化や人材不足など、より厳しさを増しているのが実情である。

加えて、本年4月に発生した平成28年熊本地震は、多数の死傷者や建物損壊など、九州各地に甚大な被害をもたらしただけでなく、多くの中小企業・小規模事業者が被災し、事業の停滞や休止を余儀なくされるなど、地域の経済と雇用に深刻な影響が生じている。

本日、「組合と共に明日を拓く！～九州はひとつ、復興へ共に挑戦～」をメインテーマに、九州・沖縄の中小企業組合関係者が一堂に会し、中小企業・小規模事業者がこれまで担ってきた役割を再確認するとともに、直面する様々な課題の解決に向け決議を行った。

政府には、被災した中小企業・小規模事業者の事業継続や経営再建に向けた支援を拡充し、熊本地震からの復興を加速化するとともに、経済活力の源泉である中小企業・小規模事業者が、持ち前の機動性・柔軟性・創造性を如何なく発揮し、日本経済再生の担い手として役割を存分に果たせるよう、本大会決議事項の早期実行を強く要望する。

我々、中小企業は、経済を牽引する力であり、国の礎である。その矜持を胸に、日々創意工夫を重ね、積極果敢に挑戦を続け、安定的で活力のある経済と国民生活の実現を目指し、日本の明るい未来を切り拓くことをここに誓うものである。

上宣言する。

平成28年9月8日

第58回 中小企業団体九州大会

1. 成長戦略に基づく景気対策の着実な実施

わが国経済は、政府の経済政策の効果などにより雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いているとの判断が示されているが、個人消費や設備投資の回復に遅れが見られる等、デフレからの脱却には至っていない。特に、地域の中小・小規模事業者にとっては景気回復の実感が乏しく、原材料費や人件費の高騰、人手不足など、依然として厳しい状況が続いている。

さらに、中国をはじめとする世界経済の減速に加え、平成28年熊本地震の影響や消費増税への対応など、今後の先行きが見通せない経営環境にある。

政府においては、地域経済を支える中小・小規模事業者にも景気回復の実感が得られるよう、民間投資を喚起し、実体経済を確実に成長軌道に乗せていくために、成長戦略を着実かつ迅速に実行すること。

2. 組合等連携組織対策の拡充・強化

わが国経済は景気回復の兆しが見られるものの、中小企業にとっては依然として厳しい経営環境が続いている。

このようなときこそ、中小企業個々の自助努力に加え、お互いの経営資源を補完し合い共同の力で経営課題の解決に取り組む中小企業組合を始めとする連携組織の役割はますます重要となっている。

特に、経営力の強化、生産性向上、取引力の強化、創業支援、経営革新、事業承継、ものづくり、海外展開等、中小企業を取り巻く課題に的確に対応するためにも、政府は組合等連携組織に対する施策を拡充強化すること。

3. 中小企業連携組織を支援する中央会予算の拡充・強化

中小企業団体中央会は、組合等連携組織を通じて中小企業の経営基盤の強化を図るため、国の中小企業施策の中心を担ってきた。

とりわけ、九州・沖縄の8中小企業団体中央会は、約40万の中小企業者を組織化し、4,500を超える組合を擁しており、九州・沖縄地域の活性化のためには、組合を活用した全体の底上げを図る

ことが必要不可欠である。

そのため国は、組合等連携組織の総合支援機関である中小企業団体中央会の事業費と人件費を確保し、交付税措置するとともに、都道府県は中央会関連予算を十分に確保すること。

4. 各種中小企業支援策の活用環境整備

中小企業が、変化する市場ニーズを的確に把握し、新たな新製品・サービス開発等に取り組むためには、「農商工等連携促進法」「中小企業地域資源活用促進法」「中小企業ものづくり基盤技術高度化法」「六次産業化法」「中小企業等経営強化法」等に基づく諸施策及び「ものづくり補助金」等の活用が有効である。そこで、これら支援施策充実のため、より一層の資金面・人材面の支援強化を図るなど、施策を円滑に利用できるような環境整備を行うこと。

5. 環境資源問題への適切な対応と支援強化

地球温暖化や限りある資源の有効活用を図り、地球規模で深刻化する環境資源問題に対する適切な循環型社会への構築に努めること。

また、地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源でまかなうことで、地域内に富が循環し、経済効果も相乗的に増大すると考えられる。このようなエネルギーの地産地消に取り組む中小企業及び組合の取り組みを支援すること。

さらに、中小企業や組合が取り組む産業廃棄物の削減及び処理等に対して、処理体制の整備及び支援制度の拡充を早急に推進するとともに、新たなビジネスチャンスとして事業化するための支援を強化すること。

6. 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現等

(1) 国及び地方公共団体は、「中小企業憲章」及び「官公需法」に定める「中小企業者に対する国等の契約の方針」に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合への優先発注をはじめ分離・分割発注並びに前倒し発注を促進し、適正価格での発注に努めること。

また、国は、引き続き、地方公共団体に対する官公需適格組合制度の一層の周知を図り、官公需発注の増大に努めること。

- (2) 官公需適格組合については、これまでも発注側の理解・認識が低く、組合関係者の永年の努力が結果に表れていない状況であり、加えて、入札・契約制度における一般競争入札が増加する中では、その取扱や位置付けが不明確であるなど、官公需施策に基づく制度維持が困難な状況となってきた。については、国の予算決算及び会計令第99条(随意契約によることができる場合)第18号に工事・役務を追加するとともに、各省庁並びに地方公共団体に対して、官公需適格組合への組合随契制度の活用を指導するなど、その育成支援を強く求めること。
- (3) 電磁的手法による入札、納品、契約等の推進に当たっては、中小企業が円滑に対応でき、かつ、中小企業者の受注機会が奪われることのないよう配慮すること。特に、リバースオークション方式で安値をつけた企業に発注する「競り下げ方式」は、低価格競争を助長し、中小企業の事業環境に悪影響を及ぼすだけでなく、共同受注を行う官公需関係組合の存在を揺るがす大問題であるため、絶対導入しないこと。
- (4) 資材価格の高騰や、建設技能労働者(職人)の不足により公共工事の入札で落札者が決まらない入札不調が相次いでいる。過度な低価格入札が横行し、採算割れに加えて不良工事や事故等の危険性も高まっているため、最低制限価格制度の運用をより強化するとともに、低入札価格調査制度を厳格に活用し、適正価格での発注を行うこと。
- (5) 国等が発注する官公需を受注することは、中小企業の仕事の確保の他、技術力・信用力及び経営基盤の強化に繋がる。また、環境負荷の低減、事業継承・若手技能者の育成等多様な相談が多いことから、きめ細やかな官公需相談業務を行うための「官公需総合相談センター」に対する予算措置を講じること。

7. 不公正取引の根絶並びに下請取引の適正な運用

- (1) 不当廉売、優越的地位の濫用、誇大表示、過大な景品付販売等の不公正な取引方法に対し、国は監視・監督の強化に努めること。
- また、下請中小企業振興法に基づく振興基準の趣旨に沿って、親企業の優越的地位の濫

用等による下請取引の違反行為について、厳正な措置を講じること。

- (2) 下請取引の適正な推進の徹底を図るため、「下請適正取引ガイドライン」や「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」等に基づいて親事業者と下請事業者が適正な取引関係を構築し、双方が収益性を確保できる関係づくりを周知・徹底すること。

8. 電力料金の引下げの実現

大企業に比べて製造コストに占める電気料金の比率が高く、代替手段に乏しい中小企業・小規模事業者は、高騰する電気料金をそのまま受け入れるしかない。平成28年4月から小売電力の全面自由化が開始され、電力会社を自由に選択することが可能となったが、必ずしも電力料金の低減に繋がらない可能性も懸念される。エネルギー市場の自由化は、中小企業の経営基盤の強化に資するよう制度運用すること。併せて、原子力発電の立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、地元住民の理解を前提に、安全が確認された原子力発電の再稼働を行い、電気料金の引下げを図ること。

また、中小企業が取り組む再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備等の導入等に対して必要な支援制度の充実を図ること。

9. 九州地域の中小企業の海外展開支援拡充

人口減少・少子高齢化の進行等により内需が伸び悩む中、企業の海外展開に対する意欲が高まっており、国の新成長戦略等においても、中小企業の海外展開を重要な政策課題として位置付けている。

近年、中国を中心としてアジア地域が急速な経済成長を遂げている中、九州地域は、アジアにおける地理的優位性、多様な産業集積など高いポテンシャルを有しており、アジアと日本を結ぶ重要な拠点である。

九州地域の中小企業の海外展開について、展示会・見本市等の販路拡大や市場動向の情報提供等の支援を強化すること。

また、海外進出の際の現地人材の確保や労務管理、法制度への対応等海外展開への基盤整備の支援を積極的に行うこと。

地域振興

1. 公共工事の重点配分と地元中小企業への優先発注並びにその支援

平成28年熊本地震の影響は、熊本県・大分県にとどまらず、九州全域に及んでいる。

特に、九州の大動脈である九州自動車道が大規模な被害をうけ、復旧に時間を要したことが、産業・観光面で多大な影響を及ぼした。また、九州新幹線においても、十分な災害対策が講じられていたにもかかわらず、長期間に亘り不通や速度制限・間引き運転を余儀なくされ、観光面に深刻な影を落としている。

震災からの復興、震災に強いインフラ整備等とともに、九州・沖縄地域の振興発展のため、地域特性に配慮した公共工事の重点配分と地元中小企業への優先発注を行うとともに、雇用対策を含めた即効性のある経済対策を強力かつ継続的に推進すること。

特に、九州・沖縄地区の中小建設業は、公共工事への依存度が高く、公共工事の減少から、企業淘汰を余儀なくされており、これが雇用問題など地域格差の要因となっていることから、建設業の再生や円滑な新分野進出など総合的な中小建設業の支援策を講じること。

2. 高速道路網整備の早期着実な推進

東九州自動車道の北九州～大分～宮崎間は平成28年4月に全線開通したが、九州の東西軸としての期待が高い九州横断自動車道延岡線（九州中央自動車道）など高速道路未整備地域の早期整備並びに九州新幹線西九州ルート早期整備（平成34年度完成予定）や東九州新幹線の実現、さらに今後アジア太平洋地域において増大する航空需要に対応するための国際空港及び海上高速交通網など、九州・沖縄地域における総合的交通網の整備・実現を早期かつ着実に推進すること。

併せて、これら幹線整備と連動した地域交通網の整備を早期に推進すること。

3. 地域資源を活用したニュービジネスの構築と地域ブランド力に対する積極的な支援

食料自給率が高く、食の宝庫として位置づけられる九州・沖縄地域の農林水産物や食品などの

特産品、伝統工芸品、特色あるサービスやデザイン力の向上など、地域のブランド力を強化する取組みを引き続き積極的に推進すること。特に、「中小企業地域資源活用促進法」、「農工商等連携促進法」及び「六次産業化法」に基づく支援施策等の一層の推進により、食材、人材、技術等の地域資源を効果的に結びつけたブランド商品の研究開発やネット販売等の高度な情報化社会に対応した販売促進等のニュービジネス構築を支援すること。また産業集積による地域ブランド形成の観点から、地域資源の発掘・結集、組合並びに企業間の連携や共同事業による取組みをこれまで以上に積極的に支援すること。

4. 高度産業技術の多様な展開の支援強化

九州は自動車産業の集積が進み、そこで培われた高度産業技術は多様な方向へ展開することが可能である。

今後は高度産業技術の一層の質的向上を推進するため、工業団地等の基盤整備を図り、設備投資及び人材育成のための金融・税制面の支援を充実強化すること。

5. アジア圏観光客誘致拡大並びにクルーズ船観光客増加のための環境整備

九州・沖縄地区へのアジア圏観光客は増加傾向にあるが、さらなる観光客の誘致、インバウンド効果を高めるためのPR活動の他、九州各県の広域に跨った地域の自然環境や歴史文化などの地域資源を連携させた観光圏を形成し、地域社会、経済そのものの活性化に繋げるための支援を講じること。

また、この度の震災の影響により観光客の一時的な減少も想定されるが、正しい情報の提供も含め九州・沖縄の魅力を最大限に発信するとともに、海外からのクルーズ船入港の際、外国人観光客の入国審査手続きの迅速化に向けた環境整備を図ること。

商業振興

1. まちづくり・にぎわいづくり推進のための支援の推進強化

(1) コンパクトで賑わいあるまちづくりが全国

で進展するよう、改正まちづくり三法の趣旨にそった実効ある支援策を強化推進すること。また、地方都市においては、その地域の歴史性や文化性にも十分に配慮した支援を行うこと。

- (2) 都市計画法の改正により店舗面積が1万㎡を超える大型店の規制は可能となったが、規制を受けない1万㎡以下の店舗に形態を変えて出店していることから、各自治体に対し、対象となる店舗面積のさらなる引き下げを促すこと。
- (3) 地域コミュニティの担い手である商店街再生に向けて、商店街への体系的支援を行う「全国商店街支援センター」の活用を推進し、併せて各自治体に対し「社会資本整備総合交付金」の積極的活用を促進すること。
- (4) 大型店や大資本チェーン店、地権者などに対し、商店街組合等への加入や活動への参加を求めるとともに、改正まちづくり三法に盛り込まれた地域社会に対する責任と貢献を果たすため、業界自主ガイドラインの各店舗への周知・徹底を図ること。また、各自治体に対し、大型店の地域貢献等に関する条例やガイドラインの制定等を促すこと。
- (5) 商店街が設置した公共性の高い共同施設（アーケード等）の保守・修繕及び解体・撤去費用に対する補助金制度の拡充と商店街共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額（所得）への非課税措置を講じること。また、共同施設に係る資金を借り入れる際に、個人保証の免除等の弾力的運用を図ること。

2. 中心市街地の再生及び商店街・共同店舗等商業集積の整備への一層の支援強化及び災害対策の充実

- (1) 中心市街地の再生に取り組むためには、都市機能の充実を含めた総合的まちづくりと地域づくりを併せて進めていく必要がある。

そのため、単に商店街への補助金・助成金を拡充するだけでなく、具体的に、地域づくりのグランドデザインを描き、その中で産業の振興、観光資源を含めた地域資源の活用等を積極的に推し進め、地域づくりとまちづくりとを一体化した中心市街地再生の抜本的施策を講じること。

- (2) 地域コミュニティの担い手である商店街の再生に向け、少子高齢化社会に対応した街づくりを推進するため、各自治体が積極的に商店街と連携を図って、商店街・共同店舗等がNPOや市民、学校などと連携して行う子育て支援や介護などのコミュニティビジネス、高齢者コミュニティ施設の運営や空き店舗を活用したチャレンジショップ事業等商店街の新陳代謝を図る支援を充実・強化すること。
- (3) 共同店舗に対する高度化融資の空き店舗部分に関する返済猶予を実施すること。
- (4) 商店街・共同店舗等が行う太陽電池やLED照明等の省電力・省エネ施設導入等の二酸化炭素排出抑制対策や環境対策事業等への支援を充実・強化すること。
- (5) アーケードや共同店舗等の共同施設・設備の耐震強化のための支援及び大規模災害被災を想定した発電機設置等の自立型設備導入等への支援を充実・強化すること。

3. 買い物弱者問題の解消に向けた地域生活インフラの構築

商店街の衰退や交通手段の不足等により、日常の買い物が困難な「買い物弱者」が急増していることから、商店街や中小商業・サービス業が連携し「地域生活インフラ」の構築のための支援を図ること。

4. 商業・サービス業対策の支援強化

- (1) 商業・サービス業の一層の発展を図るため、人材育成支援の充実、金融・税制の整備、業種別団体を活用した商業・サービス業対策の強化等を図ること。
- (2) 環境負荷軽減や少子高齢化社会に対応したまちづくりを推進するため、介護事業、宅配事業、託児事業などのコミュニティビジネスやソーシャルビジネスに対して、積極的な支援策を講じること。

5. インバウンド需要に対する商店街事業への支援強化

平成27年の訪日外国人は過去最高の1,973万7千人で、消費額も3兆円を突破した。特に、平成27年度から導入された免税手続きのワンス

トップ化などの効果により、外国人観光客の消費は拡大し確実に地域経済を下支えしている。

これに伴い、全国各地の商店街においても免税制度の周知や多言語化への対応により、地域の消費喚起を図ることが検討されている。

しかし、商店街が単独で免税手続きを行うには事務が煩雑であることに加え、人的、財政的な負担が生じることから、商店街が免税カウンター等を設置する場合などのイニシャルコスト等に対して、多様な支援を講じること。

金融

1. 政府系中小企業金融機関における政策機能の維持・強化

商工中金及び日本政策金融公庫については、危機対応業務・セーフティネット貸付など中小企業政策の重要な役割を担ってきた。とりわけ、商工中金は中小企業団体及び構成員の金融円滑化を目的とした金融機関であり、組織金融の担い手として引き続き、政策機能が発揮できるよう十分な措置を講じること。また、日本政策金融公庫が行う創業時の計画立案・金融支援等は、開業率増加の観点からもその機能を継続・強化できるよう措置を講じること。

2. 信用組合等民間金融機関の地域金融機能の堅持

- (1) 信用組合等の地域金融機関の機能や公平な競争条件を確保する観点から、ゆうちょ銀行業務のあり方については、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来たさぬよう十分な配慮と必要な措置を講じよう努めること。
- (2) 協同組織金融機関である信用組合に対しては、地域密着型金融という特性に配慮し、金融検査における評価制度についても大企業と同じ視点・基準の画一的な運用にならないよう、引き続き、弾力的運用に努めること。

また、信用組合が地域中小企業の要請に積極的に応えられるよう、信用基盤の確立、経営体質の強化について全面的に支援すること。

3. 信用補完制度の充実・強化

中小企業が安定した経営を持続できるよう、日本政策金融公庫等の金融機関による貸付制度の規模・対象業種の拡大等を行うこと。また、信用保証協会の審査の一層の弾力化を促すため、信用補完制度のさらなる強化を図るとともに無担保保証枠の上限を引き上げるなどの措置を講じること。

また、個人保証に過度に依存しない融資制度の促進を図るため、「経営者保証に関するガイドライン」の適用が平成26年2月1日より開始されたが、金融庁及び中小企業庁は更なる普及と徹底に努めること。

4. 中小企業に対する資金繰り支援のさらなる強化

中小企業金融円滑化法の終了後の中小企業の資金繰り対策には引き続き万全の措置を講じること。また、英国のEU離脱の動きに伴う急激な円高等により中小企業の経営に支障がでることがないように、セーフティネット融資の拡充及び新たな緊急保証制度の創設など、資金繰り支援をさらに強化・拡充すること。とりわけ、被災地域及び影響を受ける中小企業に対しては、緩和等特段の配慮を行うこと。

雇用・人材育成

1. 雇用維持の拡充と雇用機会の確保

- (1) わが国の将来を担う若者が希望を持って働くことができる社会の実現のために、若年労働者の職業意識啓発に関する各種施策を推進し、採用意欲のある中小企業とのマッチング支援施策の強化を図ること。
- (2) 若年失業者・年長フリーター等の就業を促進するため、「ジョブカフェ」「ジョブカード制度」「トライアル雇用」等を通じて、中小企業と若者が出会い、ふれあう実践的な人材育成を一層強力に推進すること。
- (3) 高齢者の定年延長・再雇用、障害者の就業機会拡大等、雇用の維持と雇用機会確保のために必要な支援策・助成制度の充実を図ること。

特に、改正高年齢者雇用安定法の施行によ

り、希望者全員を対象とした継続雇用制度が導入されたが、中小企業が行う雇用環境の整備等について、経営資源の脆弱さを勘案し、助成制度の整備・拡充などの支援を図ること。

2. ものづくりを支える人材の育成

わが国産業の国際競争力は、熟練した技能からなる生産技術を抱えた中小企業によって支えられている。特に、ものづくり基盤技術のレベルの高さを維持するため、ものづくり分野の人材育成のための助成制度等の支援機能強化とともに人材の海外流出についての対策を図ること。

3. 次世代育成支援対策の充実

次世代育成支援対策推進法が平成37年まで延長されたが、今後も、効果的な次世代育成支援対策を推進するため、中央会等が設置している「次世代育成支援対策推進センター」の支援機能強化を図るとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を目指した雇用環境の整備を行うこと。

また、待機児童問題の解消並びに中小企業の従業員の子育てを支援するため、中小企業が共同で設置する保育施設について積極的な助成・支援策の強化を図ること。

4. パートタイム労働者に対する税制上の配慮と社会保険適用基準の引き上げ

平成28年10月から、従業員501人以上の事業所について社会保険加入者の範囲が拡大されるが、中小企業にその範囲が及ぶことのないよう強く国に働きかけること。

併せて、パートタイム労働者の持続的な就労促進のため、所得税・住民税の非課税限度額（所得税103万円、住民税100万円）を大幅に引き上げるとともに、社会保険の適用年収基準（130万円）も引き上げること。

5. 地域の実情に合った最低賃金制への改定

(1) 最低賃金の引上げは、地域経済の状況にかんがみ、地域の中小企業の経営環境の変化、特に小規模零細企業の生産性向上や下請取引改善等の進捗状況を踏まえ、雇用の維持・雇用機会創出を妨げないよう慎重に行うこと。

(2) 特定最低賃金を廃止し、地域別最低賃金制に一本化するとともに、最低賃金の改定に当たっては、地域の中小企業の経営環境の変化、特に小規模零細企業の実態を十分に考慮すること。

6. 次代を担う青年経営者・後継者の育成支援

中小企業経営者の高齢化に伴い、事業承継等の重要性が高まっており、次代を担う後継経営者の育成は重要な課題であることから、その育成組織である中小企業組合の青年部組織に対し、経営者・後継者としての資質向上、地域に貢献できるリーダーとしての育成を積極的に支援すること。

7. 一億総活躍社会の実現に向けた女性等の就業支援の充実・強化

少子高齢化・人口減少が進む中、政府は「一億総活躍社会」の実現に向け「一億総活躍国民会議」を設置し、平成27年11月に「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を策定し、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定した。その中で、「希望出生率1.8の実現」「介護離職ゼロの実現」という2つの目的を達成するための政策に重点的に取り組むこととしている。女性等の中小企業への就業及びその定着を促すため、保育所の整備や保育士の人材確保、また介護による離職を無くすための介護施設・介護サービスの充実・強化等の措置を講じること。

税 制

1. 消費増税の慎重な対応と軽減税率の円滑な導入

平成26年4月から実施された消費税率の8%への引き上げにより、多くの中小企業が厳しい経営を強いられている。一方、平成29年4月に予定されていた消費税率10%への引き上げは、平成31年10月まで再延期する方針が固まったが、消費増税については景気動向の的確な判断及び中小企業等への影響を十分に勘案し、経済活動の弱体化や景況の後退に繋がらないよう慎重に対応すること。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」の

成立により消費税法等の一部が改正され、軽減税率の導入が決定した。消費増税再延期の方針に合わせ、軽減税率の導入時期も延期される見込みとなったが、今後、新たに区分經理の事務が発生するなど、中小企業に過度な事務負担が強いられることになる。さらに、平成33年4月からは「インボイス制度」も導入される見通しとなっており、制度への対応が必要な事業者が準備を円滑に進めることができるよう、情報提供及び支援策の整備を図ること。

2. 外形標準課税の中小企業への適用拡大及び欠損金繰越控除の利用制限等を行わないこと

従業員給与に課税する外形標準課税は、中小企業の雇用の維持を困難にし、政府が総力を挙げて取り組んでいる賃金引上げに逆行するものであるため、中小企業への適用拡大をしないこと。

また、欠損金繰越控除の利用制限や、中小法人向けの租税特別措置の利用制限、留保金課税の中小企業への拡大など中小企業にこれ以上の負担を課さないこと。

3. 中小企業組合関係税制の充実

- (1) 中小企業の税負担の軽減をより一層図るため、現在の法人税の軽減税率15%を国際的水準である11%に引き下げるとともに、対象となる年間所得800万円を引き上げるなど、中小法人及び中小企業組合に対する各種優遇措置の更なる拡充強化を図ること。
- (2) 経営基盤の脆弱な組合の取引先の倒産は、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすことから、中小企業等の貸倒引当金の特例（中小企業組合等に対する割増し措置）は、中小企業組合が資本を充実させ共同事業の活性化により健全な発展と組合員及び債権者の利益保護を図るために重要な税制措置であるので、縮減・廃止は行わないこと。
- (3) 国内の中小企業は中小企業金融円滑化法等により、倒産件数は減少しているものの、昨今の景気低迷に伴う受注や販売の低下により、今後の資金繰りを含め先行き不透明な状況にある。特に、団地組合は一体性の維持を基本に運

営しているものの、組合員が倒産し、団地としての機能を一時的に保持するために組合がやむなく不動産を一時取得する場合には、登録免許税及び不動産取得税について、減免措置等の対策を講じること。

- (4) 高度化資金を活用した集団化団地等の土地又は建物について、今後の厳しい経営環境の中で中小製造業等が競争力を発揮していくためには税による経費負担を極力低減する必要があるため、高度化資金を活用した工業団地等において組合から組合員へ土地又は建物を所有権移転登記する際の登録免許税に関する減免措置を復活すること。

4. 固定資産税の負担軽減

中小企業における固定資産税負担は、負担軽減として市町村の「条例による減免措置」が創設されたが、その実施は十分といえない。国の市町村に対する同制度の活用奨励など、中小企業にとって真に実効ある固定資産税の負担軽減を図ること。

5. 産業廃棄物税の減免措置

産業廃棄物の排出基準・リサイクルの促進を図り循環型社会を構築するため、九州各県では平成17年度に産業廃棄物税が導入されたが、中小企業者にとっては経営に大きな影響を及ぼすため、減免措置を講じること。

6. 強力な実効性のある消費税転嫁対策の実現

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の実施に当たっては、その対策が骨抜きとならないよう取引の実態に照らして強力に措置を講じること。

さらに、中小企業の申告事務負担の軽減を図るため、法人税申告納付に合わせ、消費税の申告及び納付期限を事業年度終了後の2ヶ月以内から3ヶ月以内に延長すること。

7. エネルギー関係税制の負担軽減

軽油引取税や地球温暖化対策税などエネルギーに課される諸税について中小企業の負担軽減を図ること。



受賞おめでとうございます 九州中小企業団体中央会連合会会長表彰 被表彰者紹介



次の方々が第58回中小企業団体九州大会において、九州中小企業団体中央会連合会会長表彰を受賞されましたので、ご紹介申し上げます。(順不同・敬称略)

組 合 功 労 者



齊藤 通直

博多海砂採取協業組合
理事長



桑野 龍一

福岡県パン協同組合連合会
理事長



高橋 由紀

企業組合オフィス・ツーワン
理事長



畠山 一英

黄金商店街協同組合
理事長



園山 眞教

協同組合若松商連
理事長



内田 康雄

大牟田銀座通商店街振興組合
理事長



古賀 和人

柳川商店街振興組合
理事長



石田 徹也

直鞍環境整備事業協同組合
理事(前理事長)

優 良 組 合

北九州木材市場協同組合
久留米宅地建物取引業協同組合
九州トラック交通共済協同組合

直方電気工事業協同組合
九州アスファルト工事業協同組合
九州木の家づくり協同組合

優 良 組 合 青 年 部

福岡市管工事協同組合青年部

中央会優秀事務局専従者

小原美紗子 福岡県中小企業団体中央会産業支援課企業支援室主事
二分明日香 福岡県中小企業団体中央会産業支援課主事